

家庭状況、就労状況等が変更になった場合の手続

支給認定証の内容が変更となる場合は、下記の書類を持参し、保育課で手続をしてください。

- 保育事由の変更や勤務先、勤務時間の変更等が生じた場合は手続が必要です。
- 変更内容は、原則として、手続をした翌月から適用されます。
- 家庭の事情等により、入所を取り下げる（保育所等を退所する）場合は、支給認定証を持参し、保育課で手続をしてください。

■家庭状況などの変更

変 更 内 容		持 参 書 類
住 所	市内で転居・市外へ転出	支給認定証
氏 名	入所児童または保護者	支給認定証
世帯構成	保護者の離婚（調停）による別居	支給認定証 + 子の親権者が確認できる戸籍謄本 調停中の場合は、調停中であることが確認できる書類
	保護者の婚姻	支給認定証 + 婚姻後の戸籍謄本 + 婚姻した相手の 保育が必要な証明書（就労証明書など）
	上記以外の変更	特になし

■保育必要量及び必要事由の変更（支給認定証と下記の書類を持参してください。）

変 更 内 容		持 参 書 類
保育必要量（標準時間・短時間）の変更		変更内容が確認できる証明書（就労証明書など）
事由	勤務先変更	就労証明書（様式①）
	育児休業明けの復帰	就労証明書（様式①）※ ¹
	退職等による求職中	ハローワーク登録証の写しまたは申立書（様式④）
	妊娠・出産	母子手帳の写し（表紙及び分娩予定日の分かるページ）
	育児休業の取得または延長	就労証明書（様式①）※ ² + 育児休業中の継続入所申請書（様式②）
	病気・障がいになった	医師の診断書※ ³ または障害者手帳等の写し
	介護・看護	医師の診断書※ ⁴ + 申立書（様式④）（保護者が介護・看護者である旨を記載したもの）
	就学	在学証明書または学生証の写し + 就学時間のわかる書類

※ 1 就労証明書の取得日から入所開始までの期間が3か月以上となる場合は、育児休業からの復職後1か月以内に、復職年月日が記載された就労証明書（様式①）の提出が必要です。

※ 2 就労時間等の情報に加え、育児休業の取得期間及び復職（予定）年月日の記載が必要です。

※ 3 診断書には、病名・治療期間及び育児ができない旨の明記、主治医の署名・捺印が必要です。

※ 4 診断書には、病名・治療期間の明記、主治医の署名・捺印が必要です。

- ・就労証明書、申立書の用紙は、保育課にて配布しています。また、笛吹市のホームページにも掲載しています。
- ・求職中の要件の方は3か月、出産要件の方は産後3か月の有効期間となっています。その後、保育の必要性が証明できなければ、退所となりますのでご注意ください。
- ・退職後、求職活動への変更申請を行わなかった場合、退所となることがありますのでご注意ください。
- ・上記以外にも書類の提出を求めることがありますので、あらかじめご了承ください。